

<p>災害対策基本法の改正 (令和3年5月)</p>	<p>避難情報に関するガイドラインの改定 (令和3年5月)</p>	<p>災害対策基本法の改正 (令和3年5月)</p>
<p>① 避難勧告の廃止、避難指示に一本化</p>	<p>② 災害発生の高まりに応じて高齢者等避難や避難指示等住民の「とるべき行動」を5段階に分けた警戒レベルによる情報提供</p>	<p>③ 避難行動要支援者の個別避難計画作成における市町村の努力義務化</p>

## 令和3年5月20日から 避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

**警戒レベル 4** 避難指示で必ず避難  
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を察知し避難できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告の発令と同等の緊急度とされます。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ自発的行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

## 「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

安全な親戚・知人宅への立退き避難

安全なホテル・旅館への立退き避難

屋内安全確保

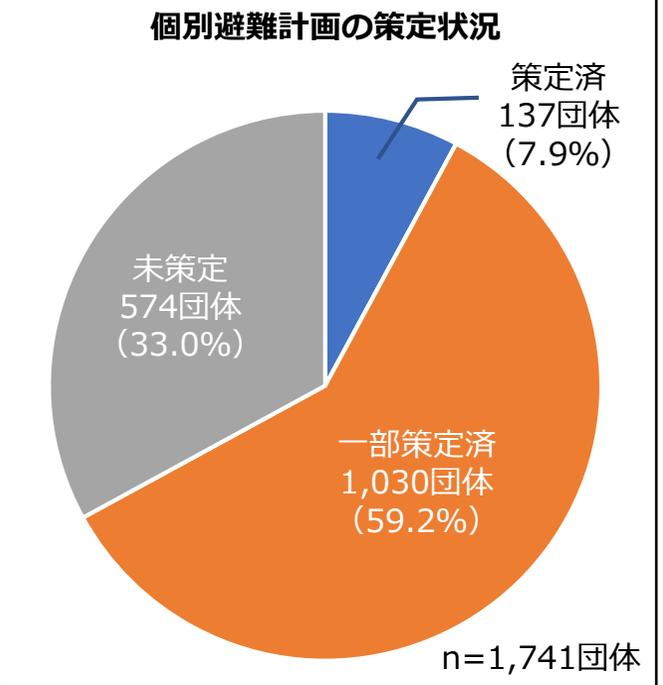
普段からどう行動するか決めておきましょう

3つの条件が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 家屋倒壊等危険指定区域に入っていない(入っていると)
- 2 浸水深より居室は高い
- 3 水がひくまで設置でき、水・電気などの備えが十分(十分じゃないと)

※1 避難準備等警戒指定区域や警戒レベル5までの避難(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

※2 避難時の屋外の移動は最も危険な場所です。中をえず事中にする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。



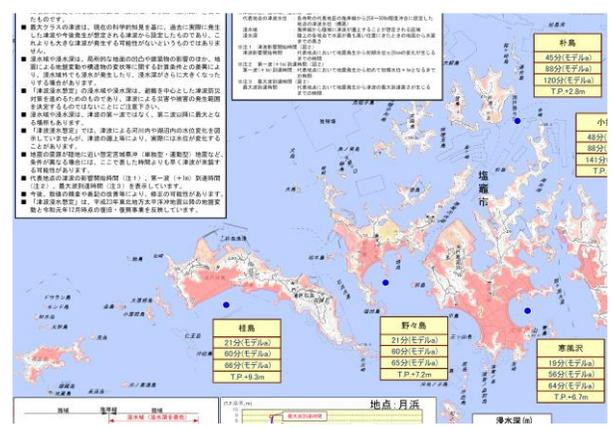
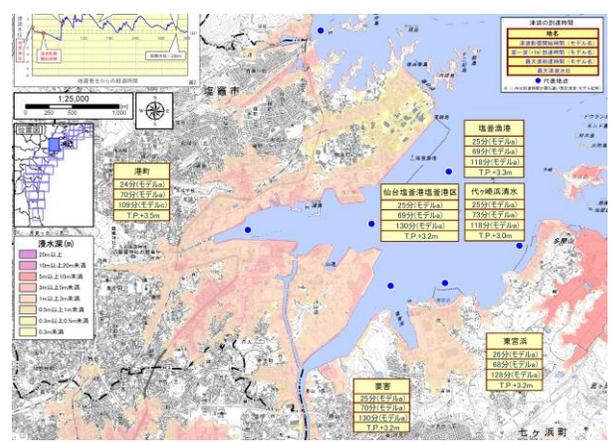
出典) 内閣府WEB「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

出典) 総務省消防庁WEB「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(令和4年6月28日)」  
[https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220628\\_bousai\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220628_bousai_1.pdf)

# 上位計画等の改正を踏まえた改訂内容 (2/2)

## 津波防災地域づくりに関する法律

### ④ 宮城県津波浸水想定区域の見直し



出典) 宮城県WEB「宮城県津波浸水想定図〔東松島市・塩竈市〕(令和4年6月28日)」  
<https://www.pref.miyagi.jp/documents/39258/08shiogama.pdf>

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正 (令和4年5月)

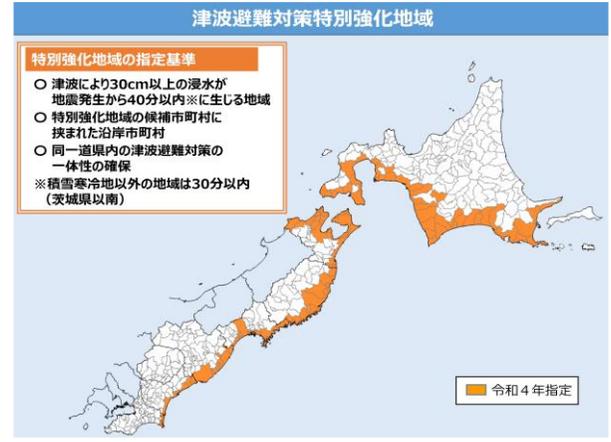
### ⑤ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災対策の強化

これまで、宮城県35全市町村が防災対策推進地域に指定されていた



中央防災会議 (R4.9.30) において、本市を含む宮城県沿岸15市町が特別強化地域へ指定された

出典) 内閣府WEB「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域市町村一覧」  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/pdf/ichiran.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/pdf/ichiran.pdf)



出典) 内閣府WEB「地震防災対策推進地域・津波避難対策特別強化地域」  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/pdf/chizu.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/pdf/chizu.pdf)

## 北海道・三陸沖後発地震情報に係るガイドライン (令和4年11月)

### ⑥ 北海道・三陸沖後発地震注意情報の提供

一度発生するとその周辺で続いて大きな地震が発生することがあります

M7以上の地震発生で注意情報が発信されます

情報が発信されたら備えの再確認とすぐに避難できる態勢の準備を!

## 北海道・三陸沖

### 地震・津波に備えを!

マイコンボ M7.0以上の大地震が起きたら…

**続いて発生する巨大地震の可能性!**

**情報で備えを**

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」2022年12月運用開始

\*情報が発信されたとしても、必ず巨大地震が発生するとは限りません。

**すぐに避難できる態勢の準備を!**

巨大地震が発生した場合に、北海道から千葉県にかけての広い範囲で想定される甚大な被害に対し、1週間程度、備えの再確認や迅速な避難態勢の準備を。

すぐに逃げさせる態勢での就寝

非常持出品の常時携帯

緊急情報の取得体制の確保

想定されるリスクから身の安全の確保

日頃の備えの再確認

内閣府(防災担当)・気象庁

詳しくはこちら

出典) 内閣府WEB「北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説ページ」  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/hokkaido/index.html](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/index.html)